



先日、「お口ケア」に関する本を読みました。その本には、口の中を健康にすることが病気を予防に繋がること。残っている歯の本数が少ないと、噛む力が無くなり、脳の萎縮が進行して、アルツハイマー型認知症になる可能性が高くなることなどが書かれています。是非、自分の歯で長い人生を過ごせるよう、口の中を健康にしていきたいものです。
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税務調査先をAIが決める時代に？
- ◇フリマアプリでの売買、それは申告すべきもの？
- ◇消費税軽減税率制度が開始されます
- ◇今月のお勧めセミナー
第4回 税務・会計セミナー
なるほど！よくわかる「消費税の仕組み」
- ◇あとがき
熊が出ました！



税務調査先をAIが決める時代に？

先日、10年後を想定した「税務行政の未来像」が国税庁より公表されました。そこには、近年成長著しい情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）や、人工知能（Artificial Intelligence: AI）の技術を積極的に用いて国税庁の使命を果たしていくことが示されていました。

そこで今回は、税務行政のどのような面でこれらを用いることが考えられているか、ご紹介します。



■ 使命を実現するために

国税は、基本的に納税者自身が所得を計算して申告を行い納税する「申告納税制度」を採用しています。つまり、納税者側に申告納税の事務を託していることから、国税の徴収事務を担う国税庁の最大のミッション（使命）は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにあります。

この使命を実現するために、国税庁はいくつか任務を掲げていますが、そのうちの1つに『適正かつ公平な賦課及び徴収の実現』があり、この実現のために、納税環境の整備や、適正・公平な税務行政の推進が掲げられています。

(次頁につづく)

ここでの“納税環境の整備”とは、申告をするための情報提供や納税等のための利便性向上を指します。「税務行政の未来像」では、これらへのAI等の利用が想定されていました。また、“適正・公平な税務行政の推進”とは、申告や納税を逃れることのないようにすることを指します。これらについて「税務行政の未来像」の中で、将来像として次の3つの項目が挙げられていました。

- (1) 申告内容の自動チェック
- (2) 軽微な誤りのオフサイト処理
- (3) 調査・徴収でのAI活用



特に、(3)の調査・徴収でのAI活用については、具体的に次の項目が列挙されていました。

- ・精緻な調査必要度判定、納税者への最適な接触方法と要調査項目の提示
- ・納付能力の判定、優先着手滞納事案の選定及び滞納状況等に応じた滞納整理方針の提示
- ・滞納者情報と国内外の財産情報等との自動マッチングによる差押財産等の迅速な把握

■ 最適配分と重点的な課題への取組

このようにAI等を活用して税務行政を効率化することで、人員を最適配分することができます。そのことにより、『適正かつ公平な賦課及び徴収の実現』をするための“重点的な課題”への取組強化を図ることが可能となります。この場合の“重点的な課題”とは、国際的租税回避・富裕層・大口悪質事案への対応です。

なお、毎年税務行政の取組内容が「国税庁レポート」として公表されています。最新の2017年版には、“重点的な課題”に関連して次の調査事例が公表されていました。ご参考ください。

海外資産等の申告除外

- ・租税条約に基づく情報交換制度を活用し、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握

消費税

- ・消費税課税事業者にならないように、意図的に収入金額を少なく申告していた事実を把握

無申告

- ・社員が副業のネット販売について申告していなかった事実を把握

フリマアプリでの売買、それは申告すべきもの？

インターネットを利用した購買（以下、ネットショッピング）は、総務省の平成 27 年版情報通信白書によれば、全世代平均 72.2%と、身近な購入手段の一つといえます。特に最近、手軽さで利用が増加している、スマートフォンのアプリケーションを利用したオークション（以下、フリマアプリ）により、これまでのオークションサイトよりも多くの個人が出品し、お金を得ているようです。それではこのような個人がフリマアプリで物を売った場合は、申告をすべきでしょうか。



《個人が売って儲けた時》

個人が物を売って儲けたときには、基本的に国税として「所得税」がかかります。ただし、日常生活で使用していた家具や什器、衣服や通勤用の自動車などを売った場合は、基本的に“生活用動産の譲渡”として「所得税」はかかりません。しかし、日常生活で使用していたとしても、それが貴金属や宝石などであり、かつ、1 個（組）あたりの売値が 30 万円を超える場合には“譲渡所得”として「所得税」がかかります。これらについて、いくつかケースを挙げて考えてみましょう。

ケース 1

サラリーマンが通勤用バッグとして自ら使用していたブランドバッグを売った時

ケース 2

主婦が日常生活で使用していたダイヤモンドネックレス（チェーン部分はプラチナ）を売った時

ケース 3

個人事業主が日常生活で使用していた腕時計を売った時

○ケース 1 の場合

通勤用バッグとして使用していた、とのことですから、基本的には生活用動産の譲渡として、所得税はかかりません。ただし、そのブランドバッグが宝飾品として認められるもので、かつ、売値が 30 万円を超えたときには、“譲渡所得”として所得税がかかる可能性も考えられます。

なお、たとえこのケースで所得税がかかったとしても、サラリーマンの場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が年間 20 万円を超えない等、一定の場合には所得税の確定申告をしなくてもよい制度があります。

○ケース 2 の場合

たとえ自ら使用していたとしても、売った物がダイヤモンドのネックレスですから、宝石・貴金属に該当し、かつ、売値が 30 万円を超えていれば、“譲渡所得”として、所得税がかかります。この場合の譲渡所得は、総合課税の譲渡所得です。所得金額は、売値から取得費や譲渡費用を差し引いた上で、最高 50 万円まで控除してもらえます。その上、宝石を所有していた期間が 5 年を超えていれば、課税対象となるのはその半分です。

○ケース 3 の場合

日常生活で使用していた腕時計は、基本的に生活用動産として所得税はかかりません。ただし、ケース 1 と同様に、その腕時計が宝飾品として認められる場合で、かつ、売値が 30 万円を超えた場合は、“譲渡所得”として所得税がかかる可能性も考えられます。この場合、ケース 3 は個人事業主であるため、ケース 1 とは違い、確定申告をしなくてもよい制度はありません。

なお、個人事業主が取得価額 10 万円未満の事業用減価償却資産を売った場合、所得の種類は譲渡所得ではなく、事業所得又は雑所得となります。申告漏れとならないように、ご注意ください。

平成31年10月1日スタート

消費税軽減税率制度が始まります

▼軽減税率制度は業種にかかわらず、すべての事業者に影響があります！

現在の法律では、平成31年10月1日から、消費税の税率が10%になる予定ですが、どうなるかは、はっきりしていません。

ですが、消費税10%への引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度が実施されることになっています。

複数税率に対応するためには、レジスターの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用が必要となりますが、その経費の一部を補助するための補助金が支給されます。
対象期間は来年1月末日です。是非、ご活用ください。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、
軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になります。

■複数税率対応レジの導入等に対して補助が受けられます。

(1) 補助対象期間

平成28年3月29日～平成30年1月31日

- ① 導入完了日（設置日）が対象期間内であっても、レジの購入日が平成28年3月28日以前である場合は補助対象外となります。
- ② リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内であることが必要です。

(2) 補助金交付申請受付期間

平成28年4月1日～平成30年1月31日（消印有効）

- ① 導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。
- ② リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。

9月5日(火)に開催する、**第4回 税務会セミナー なるほど!よくわかる「消費税の仕組み」**にて、余裕を持って、消費税軽減税率制度への対応準備をして頂けるよう、解説いたします。奮ってご参加ください。

参考文献： ■MyKomon ■消費税軽減税率（中小企業庁）



♪ 今月のお勧めセミナー

第4回 税務会セミナー

なるほど!よくわかる「消費税の仕組み」

当セミナーでは、実務に活かして頂けるよう、消費税の基本的なしくみから課税判定まで、日常よく発生する事例を中心に、誤りやすい事例も交えて解説いたします。是非とも、消費税の基礎、実務上の注意点を掴んで頂き、今後の経理業務にお役立て頂ければ幸いです。

(開催日 9月5日(火) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あしがき

下田です。熊が出ました！私の住んでいる地区の住宅地から100m離れた山手に仕掛けてある捕獲用の檻に子熊が掛かったと回覧がありました。要因の一つとして、一昨年と昨年は熊のエサとなるドングリなどが豊作で、子熊が多く育ったとみられており、学習能力が未発達の子熊が親離れし、人間が住むエリアに入ってしまったことが考えられるという話を聞きました。山へお出かけの際は気をつけてくださいね。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営者針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

